

| 災害ケースマネジメントに関する地方公共団体及び関係民間団体向け説明会

栃木DWATについて

令和8(2026)年1月27日

栃木県保健福祉課地域福祉担当

災害派遣福祉チーム (DWAT)について

要配慮者の生活を守る、福祉の専門チーム

① DWATとは

避難所の「要配慮者（高齢者・障害者等）」に対し、福祉的支援を行うために派遣される専門職チームです。

一般避難所での生活を守り、災害関連死を防ぐことを目的とします。

構成メンバー（例）

社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士 介護支援専門員
保育士

② 災害ケースマネジメントとの主な違い

項目	DWAT	災害ケースマネジメント
時期	発災後1か月程度（急性期～応急期）が目安	生活再建まで（数年）
場所	避難所 福祉避難所 車中泊・自宅等	自宅・仮設住宅 避難所など
目的	二次被害防止 (孤独死・関連死)	困りごとの解消 自立・生活再建
アプローチ	環境整備 スクリーニング	アセスメント 支援方針の策定

③ 主な活動内容

- スクリーニング・アセスメント：避難者の中から福祉的支援が必要な方を抽出
- 環境調整：段ボールベッド導入、手すり設置、ゾーニング
- 日常生活支援・相談：食事・排泄の環境整備、見守り、何でも相談
- 移行調整：必要な医療や福祉サービス、福祉避難所へ誘導

④ DWATと災害ケースマネジメントとの連携

「DWATの活動を通じて把握した要配慮者のアセスメント結果を災害ケースマネジメントへ引き継ぎ、地域生活の再建に向けた切れ目のない支援体制を構築することが重要です。」

DWATの役割と災害ケースマネジメントへのつなぎ

① 住民・被災者へのメリット

- ✓ **災害関連死の防止**：専門職のアセスメントにより、体調や環境の悪化を早期に防ぎます。
- ✓ **避難生活の質向上**：専門的知見に基づく環境整備を行い、心身の健康と尊厳を維持します。
- ✓ **孤立感の解消**：継続的な声掛けと支援が、生活再建に向けた前向きな意欲へと繋がります。

② 行政・自治体へのメリット

- ✓ **専門的判断の補完**：一般職員では困難な要配慮者のスクリーニングを専門職が代行します。
- ✓ **支援資源の適正配分**：個別ニーズを整理し、福祉避難所等の適切な運用・マッチングを実現します。
- ✓ **災害ケースマネジメントへの円滑な接続**：避難所等でのアセスメントが、その後の個別支援の重要な基礎資料となります。

災害ケースマネジメントへのつなぎ



ニーズの早期把握

避難所での活動



情報の適切な管理

支援記録の引継ぎ

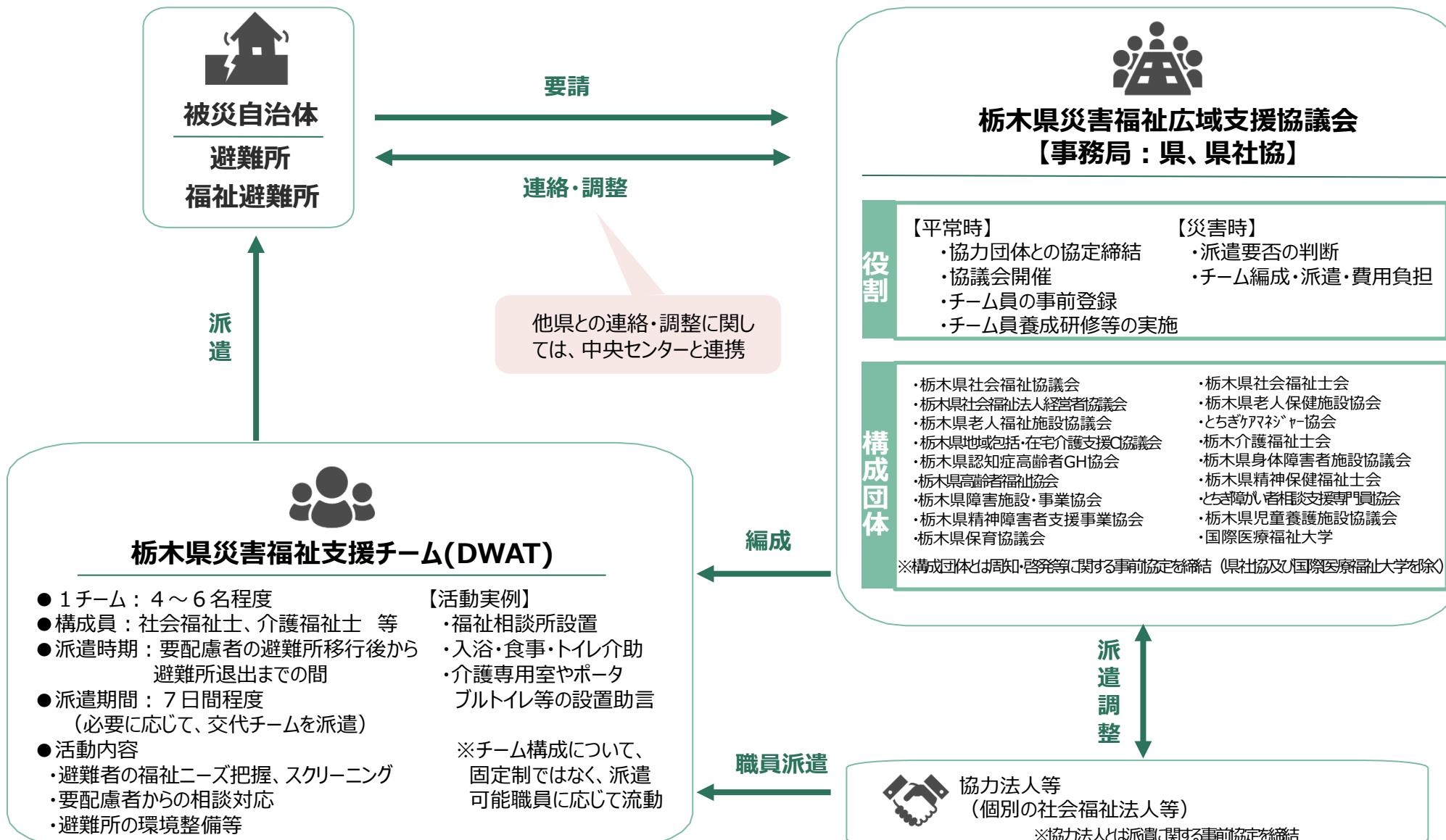


切れ目ない生活支援

災害ケースマネジメントによる個別伴走

栃木県災害福祉広域支援ネットワーク概要図

- 災害時における間接的な被災（いわゆる「二次災害」）を防ぐため、福祉関係団体と災害福祉広域支援ネットワークを形成し、福祉の専門職を避難所等に災害福祉チームとして派遣
- 灾害福祉支援チームは、避難者等の福祉ニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備などを実施



石川県派遣の際の栃木DWATの活動内容

1. 5次避難所【2/1~8】

- 受付業務支援 … 避難者の配慮状況を確認し、テント振り分け
- なんでも相談 … 避難者の相談対応
- 避難者アセスメント … 避難者に対して、定期的に巡回し状況把握
- 事務局運営 … アセスメント結果のデータ整理、他支援チームとの調整等



DWAT本部（石川県庁内）【2/9~16】

- 活動方針の検討 … アドバイザーや地域リーダー等と今後の活動方針等の検討
- 活動計画の策定 … 方針に基づき、全体の活動スケジュール等の策定
- シフト表の作成 … 各都道府県DWATの勤務に係るシフト表の作成
- プッシュ型派遣 … 活動中のDWATと現地打合せの上、状況把握及び連絡調整



輪島市内避難所【3/1~28】

- なんでも相談 … 避難者の相談対応
- 避難者アセスメント … 避難者に対して、定期的に巡回し状況把握
- 避難所マッピング … 避難者情報の整理、マッピング（どこに誰がいるのか？）
- ロジスティクス … 市へ共有するための情報整理（日報作成等）

趣 旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法

災害派遣福祉チーム（DWAT）と市町職員との連携

円滑な受援体制の構築と役割分担のポイント

市町との連携ポイント

DWATが円滑に活動できるよう以下について御協力をお願いします。

① 平時：連携体制の確立

- DWAT派遣要請手順の確認
- 合同防災訓練の実施

② 発災直後：受入体制の確保

- DWAT派遣要請
- 活動拠点（本部）スペース、資材（机・電源）の提供
- 避難者名簿、避難所レイアウト図の共有

③ 活動期間中：情報の協働

- 定例ミーティングの実施
- クロノロジー（活動記録）の共有による重複支援防止
- 社会資源の情報提供

具体的役割（業務分担）

- ✓ DWAT：高齢者・障がい者のスクリーニング、専門的な介護相談、福祉的介入
- ✓ 市町職員：避難所全体の運営統括、一般避難者対応、行政組織間の調整
- ✓ DWAT：TKB（トイレ・キッチン・ベッド）改善のアドバイスと福祉環境の整備
- ✓ 市町職員：外部物資の調達・配分、インフラ維持、福祉避難所等への転送調整

▲ 重要な留意点

DWATは「個別の直接介助要員」ではありません。避難所全体の福祉環境を整え、現地の地域福祉サービスへ繋ぐ「マネジメント」が主たる役割です。